

基本目標 2 こころとからだの健全な育成

(1) 人権教育の充実

(2) 道徳教育の充実

(3) 読書活動の充実

(4) 体力・運動能力の向上

(5) 健康教育の推進

(6) 食育の推進

子どもたちが生涯を通じて心身ともに充実した生活を送るためには、自己肯定感や粘り強く最後までやり遂げようとする強い気持ち、他者を思いやり協働する心とともに、生きる基盤となる健康・体力を兼ね備える必要があります。

集団的・協働的な学びの中で、人権意識の向上と行動力の育成、考え議論する道徳教育を通して、よりよく生きるための豊かな人間性を育みます。また、生涯にわたり運動好きの子どもを育てるとともに、基本的な生活習慣と規範意識の修得を図ります。

めざす子どもの姿 多様な人権を尊重し、差別やいじめを許さない子ども

人権問題を自らの問題と捉え、身近なことから取り組むとともに、主体的に自己選択・自己決定し、問題を解決する行動力を身に付けることにより、多様な人権を尊重し、差別やいじめを許さない子どもの育成を図ります。また、教職員の人権意識を高め、人権教育における指導力向上を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった人権教育の推進を図ります。

<施策の内容>

(1) 子どもが主体となる人権学習の充実

- メディア・リテラシー養成を通じた人権教育を推進するために、人権教育カリキュラムに位置付けて各学年で計画的に実施できるよう支援します。
- 各中学校区の子ども人権フォーラムや関連する取組を系統的に位置付けた人権教育カリキュラムに基づき、全ての学年において子どもたちが主体的に取り組む人権教育を推進します。
- 子どもたちが身の回りにある人権問題を理解し、差別解消に向けて行動する主体者となっていくための指導方法等の研修機会を提供するとともに、校内研修会での指導・助言に努めます。

(2) 教職員人権教育研修の充実

- 学校人権教育推進人材バンク登録者（人権教育リーダー育成研修受講者）等を活用した校内研修の実施を推進します。
- 部落問題をはじめ、外国人・障害者・女性・子ども・性的マイノリティ等の人権に関わるさまざまな問題の解決に向け、教職員の資質向上をめざした人権教育研修を充実します。

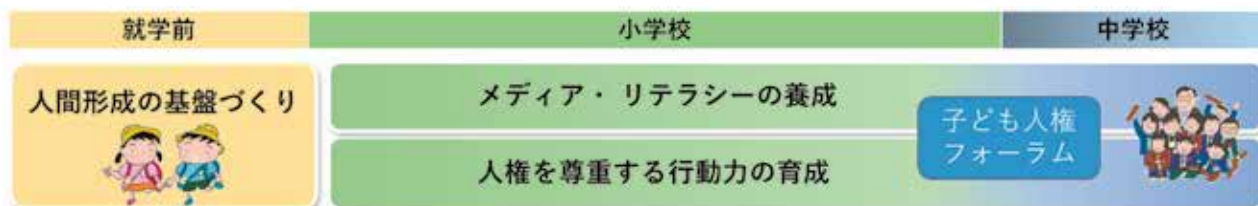
(3) 地域や家庭とともに取り組む人権教育の推進

- 地域と協働した人権学習活動等の取組を推進します。
- 家庭や地域に向けて、人権に関わる啓発資料を作成し、活用を推進します。

学校での取組例

- ・メディア・リテラシー養成を通じた人権教育の実施
- ・ICT機器の活用を含めた子ども人権フォーラムのさらなる充実
- ・地域や関係団体等と協働した人権学習会・人権啓発活動への参加

【関連】新教育プログラム5 夢と志！よっかいち・輝く自分づくりプログラム



指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
いじめや差別は絶対にいけないと思う子どもの割合	93%	95%

めざす子どもの姿 道徳性を養い、よりよく生きようとする

意欲と態度を身に付けた子ども

道徳教育においては、生命を大切にする心や他者を思いやる心、人間関係を築く力、公共心、規範意識、自尊感情を高め、よりよく生きようとする意欲と態度を身に付けていくことが求められています。

そのために、子どもたちが他者との関わりを通し、自分自身の考えを深めていく「考え、議論する道徳」の授業を要として、あらゆる教育活動において道徳教育を推進していきます。そして、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考える中で、他者と共によりよく生きようとする意欲と態度を育成します。

<施策の内容>

(1) 「考え、議論する道徳」の推進

- 道徳教育実践推進校を指定し、有識者からの指導助言を受けて「考え、議論する道徳」の実践研究を行うとともに、その取組を発信します。
- 道徳教育研修会を開催し、教科書を主たる教材とした授業における指導方法の工夫改善及び教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。

(2) 今日的な課題に対する心を育てる取組

- 全ての教育活動においてより深い道徳性を養うため、今日的な課題と特別活動や様々な教科等に関連づけた道徳教育を推進します。

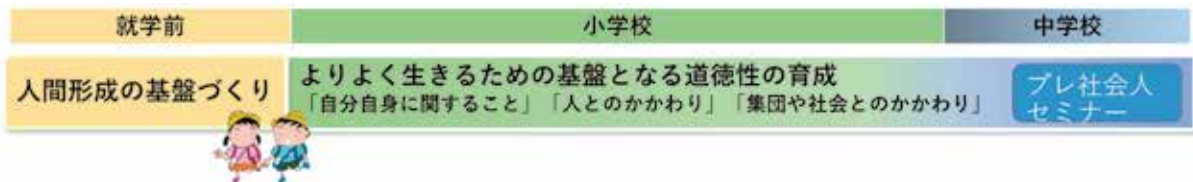
(3) 家庭・地域と一体となった道徳教育の推進

- 家庭や地域の題材を生かした学習、地域の人や保護者の参加や協力を得た道徳教育の実施等、家庭や地域社会との連携強化を図ります。

学校での取組例

- ・道徳教育全体計画・年間指導計画の作成
- ・道徳教育推進教員を中心とした「考え、議論する道徳」の授業の実践、工夫・改善
- ・今日的な課題と道徳教育を関連づけて行う教科指導
- ・家庭・地域への道徳の授業公開や学校ホームページ等を活用した情報発信
- ・地域の人や保護者をゲストティーチャーに招く等、家庭・地域と連携した取組

【関連】新教育プログラム5 夢と志！よっかいち・輝く自分づくりプログラム



指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
「道徳の授業で、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」と肯定的な回答をした児童生徒の割合	小学校 79.8%	小学校 85%
	中学校 81.3%	中学校 86%

めざす子どもの姿 読書を通じて興味や関心を広げ、探求する力を持った子ども

思考力・表現力を育成し、多様な考えや価値観にふれ、創造力を豊かにすることができ
る読書活動は、子どもたちが自ら考え、行動し、社会に参画するために必要な知識を
得る大切な活動です。

四日市市子どもの読書活動推進計画^{※1}を踏まえ、生涯にわたる読書習慣の形成のた
め図書館・家庭・学校が連携した取組により、様々な本と出会う中で、進んで読書活動
に取り組むことができる子どもの育成を目指します。

<施策の内容>

(1) 創意工夫による読書活動の拡充

- 読書活動推進校を設置し、特色ある工夫した読書活動について研究を行うとともに、
学校図書館の有効活用のための情報発信を行います。
- 子どもたち同士で本を紹介する取り組みなど、学校図書館を活用した取り組みを上げ
ることで、読書機会の拡充を図ります。

(2) 学校図書館環境の整備

- 全小・中学校に、専門的な知識をもつ学校図書館司書を配置します。
- 小学校で読んだ本の内容や冊数等を中学校へ引き継ぐ等、9年間を見据えた読書活動
を推進します。
- 全小・中学校の標準冊数達成をめざした蔵書の整備を行います。

(3) 市立図書館との連携の充実

- 市立図書館の本で構成された「なのはな文庫」^{※2}や「自動車文庫」「学習支援貸出」を
活用することにより、子どもの手の届くところに本がある環境づくりに努めます。

学校での取組例

- ・司書・図書ボランティア・学校図書館担当者の連携、家庭との連携
- ・おすすめの本紹介やビブリオバトル（書評合戦）^{※3}、ブックトーク^{※4}等の実施
- ・読書活動推進校等から提案される実践事例等の活用と実践の充実
- ・朝の読書や読書後の1分間コメント等の実施

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
「授業時間以外に読書をする」と回答した 児童生徒の割合	小学校 81.8%	小学校 85%
	中学校 66.8%	中学校 70%

※1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月公布・施行）を受け、本市の子ど
もの読書環境の整備・充実を示したもの（平成26年8月改訂）。

※2 市立図書館の本で構成され、定期的に各小中学校を巡回している図書。

※3 発表者が一人5分程度で本を紹介し、最後に参加者全員で「どの本が一番読みたくなったか」
について投票を行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とする取り組み。発表者だけでな
く、発表を聞く者にも読書への関心を高める効果がある。

※4 あらかじめ決めたテーマに沿って選んだ何冊かの本のあらすじや著者紹介等を交えて、本への
興味がわくような工夫を凝らしながら内容を紹介すること。

めざす子どもの姿 体を動かすことの楽しさを知り、主体的に運動に親しむ子ども

本市において、児童生徒の体力については、全国平均値を上回るなど、一定の成果が現れてきている一方、「運動やスポーツをすることが好き」と答える児童生徒の割合は低下傾向にあります。

そのため、「体を動かす楽しさ、心地よさを味わえる」「各種の運動を適切に行うことを通して様々な基本的な体の動きを身に付け、結果として体力の向上を図ることができる」など、どの子どもも運動の特性に触れながら達成感や成就感が感じられる授業づくり、日常的に運動したくなる環境づくりを進めます。

＜施策の内容＞

(1) 運動好きの子どもを育てるための授業改善

○体育科・保健体育科の授業の始めに、児童生徒が「体を動かすことが楽しい」と感じるとともに、主体的に運動に取り組むことができるよう「新5分間運動スタートブック」*1を作成します。

○「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」*2結果の分析を踏まえた授業改善に努めるとともに、「新5分間運動スタートブック」を活用した教職員対象の実技研修会を行い、指導力向上を図ります。

○児童生徒の運動への意欲向上を図るため、学習者用タブレット端末を活用した動画撮影や遅延動画再生ソフト活用による動きの確認など、体育科・保健体育科の授業におけるICT活用を推奨します。



(2) 主体的に運動に親しむことができる環境づくり

○体力・運動能力推進校を指定し、各校の実態、子どもたちの体力の状況に合わせた指導方法、学習環境のあり方に係る調査研究を進めます。

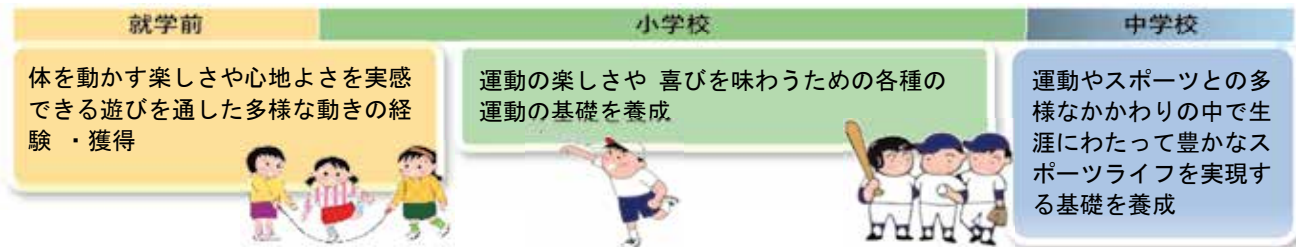
○教科指導の専門性をもった教員によるきめ細やかな指導体制（教科担任制）について調査研究を進めます。

○児童生徒が日常的に運動したくなるよう教具を拡充したり、遊具などの固定施設の活用方法の研究をしたりするなど、環境整備に努めます。

学校での取組例

- ・「新5分間運動スタートブック」を活用した児童生徒が楽しみながら取り組む授業
- ・学習者用タブレット端末の遅延ソフトを活用した動きを高める授業づくり
- ・子どもが触れたくなる教具を活用して、自然に体を動かしたくなる20分休み時間の設定

【関連】新教育プログラム4 運動大好き！走・跳・投UPプログラム



指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
「運動（体を動かす運動遊びを含む）やスポーツをすることが好きである」と肯定的な回答をした児童生徒の割合	【小学校】 男子71.3% 女子52.0% 【中学校】 男子63.5% 女子44.3%	小学校 94% 中学校 88%

*1 体育科、保健体育科の授業の始めに「汗が出る・声が出る・笑顔が出る」ことを目的に行う運動。
*2 国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るための調査。小学校5年生、中学校2年生を対象とする。

めざす子どもの姿 生涯にわたり健康を保持し、心豊かにたくましく生き抜く子ども

子どもたちが健康で安全な生活を自ら管理し、改善していくための資質や能力を育成します。

新型コロナウイルス感染症対策として「学校の新しい生活様式^{*1}」で過ごす中、子どもたちの健康への意識は高まっています。学校保健委員会の取組を充実させるとともに、家庭・地域や関係機関と連携した健康教育を推進し、健康で安全な生活を行動化へとつなげられるように図ります。

<施策の内容>

(1) 関係機関と連携した健康教育の推進と充実

- 各学校で組織する学校保健委員会の活性化を図り、健康課題の解決に向けて、学校・家庭・地域が連携し、児童生徒の健康な生活づくりをすすめるよう促します。
- 四日市学校保健会との共催による研修会を実施することで、学校三師(学校医・学校歯科医・学校薬剤師)、保健所、医療機関などと学校との連携を図り、知見を活かした教育活動を推進します。

(2) 健康課題に応じた取組の充実

- 校務支援システムによる健康診断統計情報の充実を図り、個別・集団における健康状態の把握に努めます。
- アレルギー疾患について、「学校におけるアレルギー疾患対応の手引き」を活用した対応の推進を図るとともに、全教職員で行う対応訓練や関係機関と連携をした緊急時の適切な対応の充実を図ります。
- YESnet^{*2}を活用し、「心の健康」に関する保健の授業の充実を図ります。
- 喫煙、飲酒、薬物乱用防止、感染症予防、がん教育、性に関する指導等、自他の健康で安全な生活について、児童生徒の発達段階に応じた教育の充実を図ります。
- 教科横断的に、健康を取り上げ、計画的・系統的に指導をすすめるよう促します。



学校での取組例

- ・学校三師と連携した学校保健委員会の実施
- ・関係機関等との連携による保健室運営の充実
- ・学校保健年間計画の立案・実施・振り返り
- ・保健統計資料を活用した健康教育の推進
- ・アレルギー疾患に対する適切な対応
- ・YESnetの出前授業やSCを活用し、「心の健康」の指導の充実
- ・薬物乱用防止教室、生命及び性に関する出前講座などの活用

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和8年度)
学校三師や関係機関と連携し、専門的な知見を活かした学校保健委員会や保健教育、研修会等を2回以上開催した学校数	8校(小学校2、中学校6) (13.6%)	30校(小19、中11) (50.8%)

※1 文部科学省から出されている『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』のこと。学校における感染症対策や臨時休業の判断等、教育活動を継続するための具体的な対応についてまとめたマニュアル。最新の知見に基づき作成されるため、随時更新されている。

※2 YESnet: Yokkaichi Early Intervention Service network(四日市早期支援ネットワーク)の略称。相談・支援のほか、こころの病についての啓発活動、医療・教育・行政機関への研修など、地域全体で協力できる体制作りを行う。

めざす子どもの姿 自らの食生活に関心をもち、望ましい食習慣を身に付けた子ども

子どもたちが生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となる食育の推進を図ります。そのため、食に関する指導に学校給食を生きた教材として活用し、子どもが自らの「食」を判断し選択する、実践力の向上を目指します。

また、健全な食生活を実践することができるよう、栄養教諭や関係機関と連携した食に関する指導の充実を図ります。

<施策の内容>

(1) 学校給食の充実

- 成長期にふさわしい献立作成や食材の選定に努め、学校給食の充実を図ります。
- 中学校給食の開始とともに、中学校でも学校給食を生きた教材として活用した食育を推進します。
- 地産地消の考えをもとに、地場産物を食材として積極的に利用し、地域の文化や伝統等への子どもたちの関心と理解を深めます。



(2) 食に関する指導及び指導内容の充実

- 専門性を活かした指導や直接の体験活動の充実を図るため、栄養教諭等の資質向上及び関係機関との連携推進に努めます。
- 子どもたちが食に関する理解を深め、自身の課題を改善できるように、学校教育活動全体で横断的に取り組む指導体制の充実を図ります。
- 整備されたICT環境を活用し、分かりやすく深まりのある指導を行います。



学校での取組例

- ・食に関する指導年間計画の立案・実施
- ・給食だよりや給食指導資料等を活用した成長段階に合わせた給食指導
- ・地場産物や地域の郷土料理を取り上げた授業等の実施
- ・栄養教諭等や関係機関と連携した授業等の実施
- ・ICTを活用し、直接の体験活動を補完したり、食に関する課題解決のため情報を整理して思考を深めさせたりする等の指導
- ・家庭や地域への情報発信

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
食育に「関心がある」と回答した児童生徒の割合	—	100%

